

第二章　曳山祭の成立



諫鼓山の堯正像

享保元年（1716）木屋仙人作。

一 享保の経済不況

藩財政の窮乏

加賀藩五代藩主前田綱紀の治世は、正保二年（一六四五）から享保八年（一七二三）の退老におよぶまで七年にわたった。その間、百万石の権威と藩祖利家以来の貯蓄に加え、改作法の完成によつて確保された強大な経済力を背景に、学者や文人を招聘し、また古今にわたる和漢の図書収集事業を推進し、文運の興隆がめざましかつた。また元禄一五年（一七〇二）将軍徳川綱吉の前田家江戸本郷邸来臨に際しては、御殿の新造や盛大な饗宴を催した。その結果、九億八〇〇〇貫と伝えられた貯蔵銀も、ほとんど底をついてしまつたといふ。文化の向上にともなつて支出は年々増大していくものだが、土地を基本とする年貢の収入だけでは、それをまかなつていけなくなつた。加賀藩においても、財政難がいよいよ始まつたのである。

幕府では享保元年（一七一六）八代将軍徳川吉宗が登場し、いわゆる享保の改革がすすめられた。享保七年（一七二二）には僕約令や上米の制を定め、財政建直しの政策が始められた。また加賀藩では、六代藩主前田吉徳の治世となり、財政の赤字を解消しようと図つたが、どうにもやりくりがつかなくなつた。

その頃、城端を支配した今石動町奉行は、宝永七年（一七一〇）以来塩川安左衛門であったのが、享保九年（一七二四）八月に山崎九郎右衛門に替わつた。この享保年間は、天候不順で農民は困窮し、また城端の町では絹織物業が不振で、生活難をうつたえる者が多かつた。

その後今石動町奉行は、享保一二年（一七二七）に中黒六左衛門、同一年（一七三四）に半田半左衛門、寛保二年（一七四二）富田次太夫に交替しているが、その間加賀藩では、大槻朝元（伝蔵）が登用されて、側用人のような地位で藩財政にあずかった。

享保の飢饉と絹業不振

城端の絹織物業は元禄年間（一六八八～一七〇四）には非常な隆盛を示したが、その後幕府の奢侈禁止の政策も影響して、極度の不況に苦しまねばならなくなつた。

正徳元年（一七一一）西新田町に火事があつた時、藩は類焼者に一五〇石の貸米かしまいをしたが、類焼者以外でも町中の困窮者に二貫三〇〇目の貸銀かぎんを行つてこれを救済した。また正徳五年（一七一五）四月にも東新田町に火事があり、六戸を焼いたが、やはり一五〇石の貸米を与えていた。

凶作や飢饉、悪疫流行による被害も多かつた。少しさか上るが、延宝年間（一六七三～八二）の飢饉と悪疫流行には、屍骸を郊外の谷に葬つたので、その谷は屍骸で半分ほど埋没したという。それは実に悲惨な状態であつたので、その谷を“地獄谷”と称するようになった。その後も元禄八年（一六九五）は雨が降り続いて大凶作、宝永三年（一七〇六）から三年連続の不作によつて大飢饉、そして正徳二年（一七一二）も荒年であつた。この年、大西村などの百姓達が、十村宅に押しかけて打ちこわすという事件が起きた。享保元年（一七一六）も雨多く凶作であつた。同四年、同六年は大風雨のために稻作は大害を被つた。また享保一〇年（一七二五）には一一月一八日より降り出した雪が未曾有の大雪となつて、翌春も長く消えず、その年の前後三年は連

この年の生活困窮は全国的なものであるが、当町では近年郡方より多数の者が移住して来たため、特に生活難の者が多いのだと訴えている。事実、元禄五年（一六九二）に六八六戸、三、七六〇人であった戸数と人口が享保九年（一七二四）には八三三戸、四、〇二二人となっており、付近農村からの移住者が急増している。享保一二年一二月、新任の今石動町奉行中黒六左衛門は、町人の生活を引き締めるようにつとめて通達してきた。頼母子講や年忌法事の時に、町人が客を招き御馳走などする華美な風習を戒めるよう、町役人を通して各町の組合頭に伝え、これを徹底させた。

認 証 の 業 営 方 貸

城端町の困窮者に対する藩の貸米は、享保二年（一七一七）に六〇石八斗、同七年に二〇七石、同一二年に三七石八斗三升、同一八年（一七三三）に四四〇石と続いている。

享保一二年（一七二七）城端の町役人（年寄・肝煎・算用聞）は連署して、今石動町奉行所へ貸米の願書を出した。その理由として、近年商売が不振で町中が難儀していること、絹商売をする者の数が減ってきたので、手間機など絹の下請業者が特別に困窮していることをあげている。また、

城端町の困窮者に対する藩の貸米は、享保二年（一七一七）に六〇石八斗、同七年に二〇七石、同一二年に三七石八斗三升、同一年（一七三三）に四四〇石と続いている。

が高騰して打ちこわしが発生した。保の大飢饉で、翌一八年は砺波郡では三清組さんきよぐみの騒動があり、江戸では米価続の大雪で農作は不良であった。享保一七年（一七三二）は、いわゆる享



絹屋と下請業者

織物業の発達にともなつて、製品に対する課税と業者への取締りが進められた。寛永二〇年（一六四三）に布判押人、正保四年（一六四七）に絹判押人を任命して、藩では絹・布に対する物品税を課してきたが、正徳元年（一七一一）には糸絹仲人肝煎を任命し、糸や絹の売買を扱う仲人の取締りにあたらせた。また享保元年（一七一六）には針口懸座（絹の品質・目方を検査する）、絹頭（京都に移出する絹の取締りを行う）を任命した。これによつて絹業者の自由な活動が阻害され、絹の移出が不活発となつた。このため享保九年（一七二四）より一時絹頭が廃止された。

享保二〇年（一七三五）には五人の縹屋懸機仲人が任命された。これは絹屋（絹の生産業者）と下請業者（縹屋・懸機屋・縹廻屋など）との間に立つもので、その任務は、絹屋に対しては必要とする下請業者の確保と不良下請業者の締め出しなどを行い、下請業者に対しては年貢諸役に差支えないよう貨金を先借りしてやることや不正行為の監視をすることなどである。このような専業の仲人が設置されたのは、絹業の不況によつて絹屋と下請業者との間に契約上の紛争が多く起つてきたからであろう。

下請業者の中には、絹屋から資金を前借りして注文に応じていた者が多く、絹業の不振はこれらの下層町人のみならず、絹業の中心である絹屋の生活をも強くおびやかしたのである。

享保一九年（一七三四）における絹の生産高は二万八、〇七八疋であったが、寛保二年（一七四二）には、一万五、二七六疋に下落している。

市場の復興

天正年間（一五七三～九二）以来の上町（西上町と東上町）の市（四の日と一〇の日）と、慶長九年（一六〇四）開設の下町（東下町と西下町）の市（七の日）とは、なが年対立していたが、初めは上町が優勢で、常に下町を圧倒していた。その後、糺余曲折はあつたが、延宝九年（一六八一）の記録では、東西上町の市は、西町が四日・一四日・二四日、東町が一〇日、二〇日・晦日を受け持ち、それぞれ四十物店（乾魚・塩干物その他、布・米・茶・煙草・呉座・笠・塩・かせ等の雑貨を商うもの）と唐人店（呉服・太物ならびに着物を商うもの）とに分けて經營する古来のしきたりを守るように定めている。これは次第に市場經營の秩序が乱れ始めてきたからであろう。

ところで貞享三年（一六八六）に下町の市が復興されると、その發展によつて下町の方の景気がよくなり、このため、これまで優位にあつた上町の市が圧迫を受けることになつた。本来上町で開くべき市がいつしか有名無実になつて、かえつて下町が四日や一四日に市を開くようなりさまになつた。このような状態を打開するために、享保九年（一七二四）一二月、上町の市が一齊にその復興をはかることとなつた。その頃、上町の十四日市の権利をもつ者は、西中町と称していたが、『この頃は渡世も困難なので市場を復興して、その店貸賃によつて地子銀などの助けにしたい』と、先ず今石動町奉行所へ願い出たのである。



伊勢領城端神明宮旧蹟

当時、西上町の四の日の市場は、とうじん見世と肴見世に分けられ、四日・一四日・二四日の市にはそれぞれ、とうじん見世頭と肴見世頭がおり、この市の構成が三三人の町人より成立していたことが記録されている。元禄以降、正徳・享保年間は、商品貨幣経済進展の一面、幕府においても加賀藩においても財政難が深刻化した。また天災・凶作による飢饉や絹織物業の不況が、城端町人の生活を大きくおびやかしており、これの打開に苦慮しなければならなくなっていたのである。

二、新しい町造りの気運

町民の経済的負担

町奉行支配下にある城端町民の経済的負担には、大きく分けて畠方年貢米と小物成がある。小物成には、山役・絹布判賃・鍛冶役・中折蠟漆商売役・糸屋室役・豆腐役・鮭鮎川役・伝馬役・蠟燭役・酒役、それに地子米が含まれる。

畠方年貢米は延宝七年（一六七九）には草高に対して六割八分の年貢率で、東上・東下・西上・西下・大工町・出丸の六カ町では宅地の歩数に応じて割当てられ、東新田・西新田・新町・野下の四カ町では宅地と畠方とは区別して課せられた。

地子米は宅地税で、東上・東下・西上・西下の本町四カ町では、その場所によつて上・中・下・下々の四段階に分けられ、一步に付き上は一升三合七勺、中は一升一合四才、下は八合二勺八才、下々は五合七勺一才の

割合であつた。また、大工町は全部が下、出丸と新町・野下町は全部が下々、東新田は七合一勺より三合まで四段階に分かれ、西新田は一步に付き四合四勺二才九毛であつた。

畠方年貢米と地子米は所有地に応じて賦課されたが、小物成のうちには役家高に応じて賦課されるものがあつた。役家高というのは、その家の主として宅地を基準とした資産に応じて決めるもので、これを負担するのには、東西各上下町の本町四カ町を主とし、これに出丸・新町・野下の三散町^{ちりまち}が一部負担した。大工町・東新田・西新田にはその負担はなかつた。

小物成のうち、山役と伝馬役は役家高に応じて惣町で負担し、その他の小物成は受益者が負担することになつていていた。中でも銀高の大きいのは絹布判賃で、城端の産業の特色を示している。また、絹や米をはじめ、生糸・蠟・中折紙・漆などの重要物資が売買される時に賦課される諸雜費を口銭^{くわん}といい、その用途は、絹の口銭の一部が町肝煎の給銀として与えられた外は、すべてその商売関係の諸役人の料銀と仲人の費用で、一部は町貯用として町の雑用の財源に当てられた。町肝煎や組合頭が町政を執る上に必要な経費、その他臨時の人夫賃など雑多な費用を町雜用^{まちざけう}というが、その総額の四〇分の一を大工町が、それぞれ一六分の一を東新田・西新田の両町が、そして後の全部を残り七カ町にならし割にする慣習であつた。



神明宮狛犬

城端一〇カ町といつても、各町にはそれぞれの歴史があり、町を構成し運営する上での役割があつた。また、各町の内部で

は、畠方年貢米や地子米を貢納する地主・家持の役家町人と、それを課せられない借地・借家や裏地に居住する者の別があつた。町政の運営は当然ながら役家町人、中でも上層町人たちによつて行われたのである。

町の戸数と人口

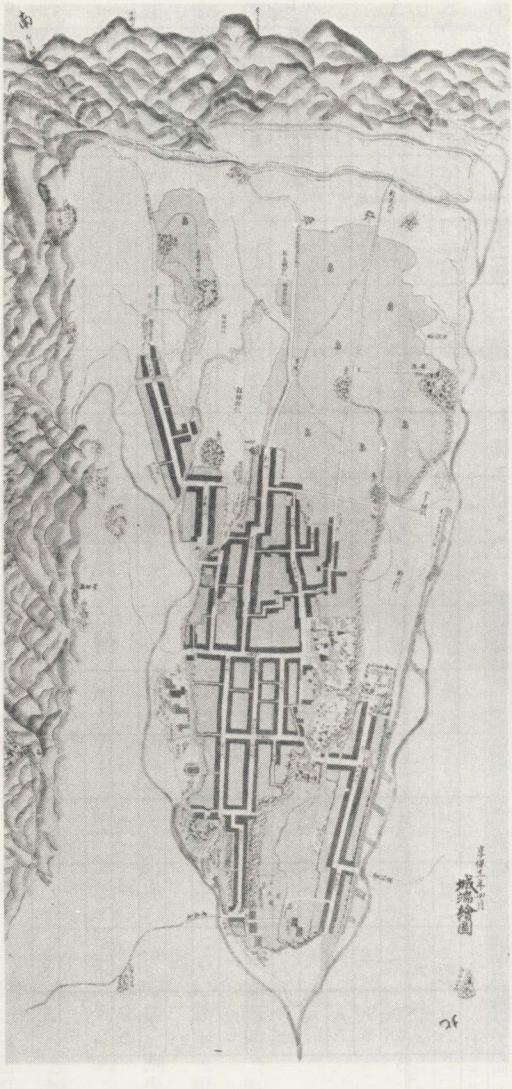
区分	人口		戸数		
	元禄5年	享保9年	元禄5年	享保9年	
本町家	1,510	1,805	199	201	
散町家	1,520	1,473	306	415	
寺方	5	5	2	2	
御坊方	49	53	4	4	
同寺家	108		5	5	
同地内家			19	26	
寺方・地内家	14	97	3	6	
医師家	8	14	2	3	
山伏家	5	7	1	1	
本町・散町・借地家	541	568	109	122	
本町・散町・借家			36	48	
計	3,760	4,022	686	833	
内 男	1,653	1,779			
訳 女	2,107	2,243			

城端の戸数と人口は、本町・散町・役家・無役家・借地家・借家、寺方・御坊方・寺内家・医師家・山伏家などに区分して調査し、町肝煎から今石動町奉行へ報告された。

本町は東上・東下・西上・西下の四カ町であり、散町は出丸・新町・野下および大工町・東新田・西新田の六カ町をいう。元禄五年（一六九二）と享保九年（一七二三）を比較すると、上表のようになる。

戸数は三一年間に一四七軒の増加をみているが、特に散町の一〇九軒増が注目される。しかし人口では本町が二九五人も激増しているのは何故であろうか。付近農村から町方への移住者が増加するとともに、農村および散町から本町の商家や絹屋へ下人・下女として住み込む者が増加したためであろう。

次表は元禄六年（一六九三）と享保一三年（一七二七）の町別家高である。



二 新しい町作りの気運

元禄6年と享保13年の町別戸数

町区分	元禄6年(1693)										享保13年(1727)										合計	
	本町					散町					本町					散町					善徳寺寺内	
	東上	東下	西上	西下	(小計)	出丸	新町野下	大工町	東新田	西新田	(小計)	出丸	新町野下	大工町	東新田	西新田	(小計)	出丸	新町野下	(小計)		
役家	四一	五一	四七	五四	(二五)	四一	二七				二六一	四八	五九	五二	五六	(三五)	四七	三七			(八四)	二九九
無役地								六二	九二	九三	(二四七)								一〇一	(三六)	一三四	
鍛冶	無役家	二			(一)			二			(二)		四							(一)	五	
大工屋敷	無役家				三	(三)					(三)		六							(四)	八	
寺		一									一		三							一	二	
門前地											一		(一)							七	七	
御坊		一									一		(一)							一	四	
御坊持家																				五	五	
寺内家																				一八	一八	
医師家		一	一		(一)															三	三	
山伏家								一											一	一		
借地家	一九	六	三〇	(六九)	一四	(一五)	四	二	七	一	二〇	(五二)	三九	一九	二五	二五	二五	一	二八	(七五)	一八	
借家	四	五	一	五	(一五)	四		二	七	一	二〇	(二四)	三九	一	三	四	三	一	六	(一)	三五	
計	六六	六六	七九	七六	(二六七)	五一	二六七	三四	八一	一〇六	一二七	(三九)	六八六	六四	六五	八五	八〇	六四	六七	(一)	八四三	
人數	四五	四三三	五二八	五二八	四六三	(二、六三)	二六七	二〇四	三九七	四七五	五九七	(二八)	三八〇九							一一五	二四九	

元禄六年の品々帳には、善徳寺および五カ寺・寺内家は除かれている。また新町・野下町は合わせて三四軒となつてゐるが、そのうち新町は山伏家を含めて二六軒、野下町は八軒にすぎない。

享保一三年の調査には善徳寺・五カ寺・寺内家が含まれてゐるので、これを除くと八一九軒となり、一三三軒の増となつてゐるが、本町四カ町の二七軒増に対し、散町六カ町では一〇六軒の増となり、特に大工町の三四、新町・野下の三三、西新田の三五軒増が目立つてゐる。元禄から享保へと、付近農村から町へ来住する者が激増し、城端の人口構成は大変動をとげたのである。

新しい町造りへの胎動

神明社の氏子町は、東上・東下・西上・西下・出丸・大工町・新町・野下の八カ町であった。本町四カ町は從来とも城端の中核であつたが、大工町・新町・野下町は戸数も少く、経済力も弱かつた。とくに新町と野下町は、元禄品々帳やその後の人別帳などでも両町で一冊となつてゐたり、組合頭も両町あわせて定数を割当てられてゐる。寛文九年（一六六九）に大工町と新町が市場開設を願い出たのも、町内繁昌の願いからであつた。ところが享保に入ると、大工町・新町・野下への移住者が増加し、人口も増えて新町・野下町の町並も漸くととのつて來たのである。享保一一年（一七二六）四月に作成された「城端絵図」によれば大工町から新町へ



はば
五ヶ山への往還「端場」の坂
石坂のみが往時を偲ばせている
(東新田町)

蓮^は 子^み 塚^{づか}
小原治五右衛門稀雄の句碑（水月寺境内）
蓮の実や こゝを去ること 遠からず



と家並は宥音塚のあたりまで続き、また善徳寺から南の方へ東野下町・今町・野下町・西野下町があり、新しい居住者が激増した様子がうかがえる。元禄にくらべて町の経済はきわめて不況であつたが、農村の生活を追われて移住してきた者が町にあふれ、新しい町造りが必要であつた。移住した多くの者は困窮しており、町全体に沈滯ムードがみなぎり、これを打開することが望まれた。このような情況の中で新しい町造りを推進する指導的役割をはたすのは、やはり本町四カ町を中心とする上層町人であつた。曳山祭の成立はこのよ^うな背景の中^で醸成されていたのである。

三、曳山祭の成立

大神宮社殿の再建

城端町で通称「大神明」^{（おおみめい）}と呼ばれるのが城端神明社である。直海郷伊勢領（砺波郡北野村地内）に鎮座の「大神宮」^{（おおみや）}を天正二年（一五七四）に、現在地の金戸嶋（神明嶋）へ遷宮したものという。

その後、貞享二年（一六八五）には社殿が再建された。三間四方の萱葺の拝殿があり、これに四阿屋根でこけら葺の九尺に三間の神楽堂・幣殿が付属していたといふ。『御当地神祭、貞享年中より興行有之』の記録が

あり、この社殿再建を機会に祭礼のことが議に上ったのである。御神託により秋祭は八月一五日・一六日に、春祭は三月一六日に定まつたという。また、天和年中（一六八一～）に近岡氏が「坂上田村麿蝦夷征伐」の絵額を、元禄五年（一六九二）に加賀藩祐筆山本源右衛門揮毫の「大神宮」の社額も奉納された。元禄六年の「組中人々手前品々覚書帳」には、北野三ヶ村山伏海乘寺甥の山伏常専（三五才）が元禄五年より当地神明宮守に参ると記している。

宝永五年（一七〇八）、加賀藩は家臣及び町人・百姓に儉約を勧め、その行状を慎しむように指令した。城端では不明だが、

郡方では七月一七日から二四日の間に、十村役は村肝煎・組合

頭に対して百姓に儉約を守らせるよう耕作・生活各方面にわたる詳細な規制を示し、その請書を徵した。その中には、『神事祭礼

或は賛取・嫁取又は葬礼・法事等仕節、成程軽く可仕候。此段

肝煎・組合頭吟味可仕事。』という一項があり、神事祭礼への取締りにもふれている。

加賀藩にとってこの年は栄光の年でもあった。元禄一五年の將軍綱吉江戸本郷邸来臨に続いて、この宝永五年には、綱吉の養女松姫と前田綱紀の嫡子吉徳との婚儀が成立したのである。將軍家と百万石との縁組であつた。しかし翌宝永六年一月に綱吉は薨去し、六代將軍には徳川家宣が就任し、新井白石が登用されて正徳の治が始まつた。城端近辺では正徳二年（一七一二）が凶作で、大お西組の百姓一揆が発生し、元禄の繁栄は次第に崩れはじめていた。



神明宮額(元禄5年)

神明社境内にある種々の石燈籠の中で、年代の明らかな最古のものは正徳三年（一七一三）で、『正徳三癸巳暦三月吉日 城ヶ端氏子中』と刻んである。城端では貞享から元禄へと町勢が発展し、宝永・正徳へと神明社の神祭執行や御燈火奉納等の諸神事も定着していくのである。



曳山祭の誕生

「畠家旧記」によると、享保二年（一七一七）に神輿が出来上り、この年八月一五、一六日の秋祭から城端神明の祭礼が始まり、いろいろの粧物も出されたと伝えている。神輿は神のみゆき（神幸）に用いるのりものであり、神靈の降臨を送迎する

ものである。粧物とは飾りをつけた風流傘鉾をさすのであろう。

安永五年（一七七六）の出丸町文書には、『御神輿・笠鉾・獅子等は引山出来以前より有之旨承候』の記録もある。この記録には「笠鉾」と書いてあるが、大きな絵番傘に約一尺幅の水引幕を傘の周縁から垂らし、その傘の上に各町それぞの粧物を載せた現在の形式からいえば「傘鉾」とすべきであろう。

傘鉾の原形は、傘の上に御幣をつけた傘鉾である。御幣は不淨を祓うものとされているが、幣はヌサで、ミテグラともいう。ミテグラのクラは神靈の降臨するところを示し、ミテグラとは手にとつてふり動かす神の依代のことだともいう。御幣のついた傘鉾には、神靈の降臨を迎える依代の意味がある。傘の上に粧物のついた城端の傘鉾は、御幣のついた「御幣傘鉾」から飾物をつけた傘鉾へと、傘鉾の風流化によつて出来た「風流傘

鉢」である。

氏子町の八カ町では、それぞれ傘鉢を捧持して神靈の降臨を迎え、獅子と剣鉢が神輿渡御の行列を先導したのである。剣鉢がいつ頃からこの行列に加わるようになつたか明らかでないが、はじめは車もついておらず、剣鉢を立てた台の前後を担い棒でかついで巡回したという。

次いで享保四年（一七一九）八月一五日の祭礼には、はじめて曳山が出来上つた。「畠家旧記」ではこの年に各町すべての曳山が出来たと記録しているが、これについては異論もある。西下町の「諫鼓山」に安置する「堯王」の御神像は享保元年（一七一六）にすでに出来ていたのである。御神像の尊顔を「御面像」と称しているが、堯王の御面像収藏箱に「享保元年八月出来、木屋五郎右衛門 通称木屋仙人と云う」の箱書がある。また、西上町の「竹田山」は「恵比須」像を安置するが、西上町には現在も古い木像の恵比須像が保存されており、これが当初の御神像であろうといわれている。東下町の曳山は「東耀山」または「福寿山」と称されて「大黒天」像を安置するが、この町も「黒大黒」と呼ぶ古い御神像を今に伝えている。

出丸町の記録では、享保五年（一七二〇）に「高砂山」が出来たとなつてるので一年遅れるが、その当時の御神像は「尉と姥」像であつたといわれる。その後「布袋山」、現在は「唐子山」と称し、「布袋」像を安置する。大工町は「千枚分銅山」と称しているが、当初は「千枚分銅」を模した造形を御神体とし



堯王像の箱書



東下町の黒大黒天像
昔はこの像が曳山に載せられ
ていたと伝えられる。

ていたのではないかという。現在は「関羽・周倉」の像を安置する。東上町の曳山は「鶴舞山」と称されるが、安置する御神像は「寿老人」像である。

また、この享保四年の祭礼には大神樂、曲太鼓の台も出来、六月一八日から福野の村山六三郎を招いて踊りの稽古が始まった。踊子は一二人、三味線は一人、音頭一人に地歌六人が出演した。この装束踊は「土手」・「三蓋松」・「宝船」の三番で、踊台の床も新調され、その上で踊った。そして八月一五、一六の両日は、町役人や当番組合頭、踊子の家々の前でも華やかに演技を披露したのである。三味線のスガガキ（清搔、歌なしに弾くもの）、小鼓の打出しがあつて踊りが始まるのであつた。

そして享保九年（一七二四）には、神輿の巡幸に曳山が初めて供奉し、豪華な曳山祭が成立したのである。

享保初期は、城端の経済が不況となり、その打開のために人心を鼓舞する必要があつた。元禄時代の好況によつて城端でも上層町人には商業資本の蓄積があり、曳山を建造する資力もあつた。このような背景と、招福除災・商売繁昌を願い、町内繁栄・天下泰平を祈る町民の信仰が結びついて、曳山祭が成立したものと考えられる。

曳山の禁止と祭礼の確立

この間、加賀藩では享保四年と六年に稻作は大風雨の被害にあり、夫銀等の割増上納を命じた。享保五年九月二〇日には世子前田吉徳夫人（松姫）が逝去、翌六年三月四日には江戸駒込邸類焼の不幸もあつた。享保八年五月九日には藩主綱紀が隠居し吉徳が家督を相続、翌九年五月九日には綱紀が江戸で薨じた。また、幕府では八代将軍徳川吉宗の享保の改革が進められ、諸事緊縮の政策は各藩へも及んでいった。

享保六年（一七二二）四月、幕府では祭礼について、屋台はいつさい用いてはならない。ねり物の人数は一組合又は一町ごとに制限すること。ねり物のために用いる衣類や作り物等は、あらかじめ拵え置くことはまかりならぬ。その時もありあわせの品を用いること。すべてねり物は豪華にしてはいけないと、お触れを出してた。

この幕府の祭礼に対する取締りの方針は、各藩に対してどの程度の影響力をもつっていたものかわからないが加賀藩はその後城端へ曳山中止を指令したのである。

享保九年六月一〇日、前田綱紀の遺骸は金沢の野田山墓地に葬られた。藩主前田吉徳は七月二二日に金沢へ帰国、藩政・人事の刷新に着手し、八月には今石動町奉行として山崎九郎右衛門が就任した。城端の曳山祭成立はちょうどその時であった。この年は全国的に疫疾が流行し、また米価が下落して家臣たちの家計は困窮した。

山崎九郎右衛門は前藩主綱紀時代には、享保二年のお国入に御行列奉行を勤め、また御使番として江戸屋敷に勤務した側近の一人であつた。享保一〇年八月の祭礼には城端へ来町して曳山祭を見分したが、この町奉行

の目には祭礼を楽しむ町民の姿がどのように映じたのであろうか。

翌享保一一年八月よりは祭礼に曳山をひくことは取りやめるように通達したのである。そのため城端では、漸く始まつた曳山巡行の祭を暫くは中断しなければならなかつたのである。この年は不作で不景気であつた。そのため享保一二年は生活困窮者が続出した。今石動町奉行には中黒六左衛門が就任し、ただちに町民に生活引き締めを命じた。

享保一七年（一七三二）は大飢饉で翌一八年には米価が騰貴し、町では藩の貸米をうける者が多かつた。この享保の大飢饉を境として藩政は大きく転換を迫られるのである。

享保一九年一月、今石動町奉行中黒六左衛門は七三歳の高齢と病身のために御役御免となり、半田半左衛門が町奉行に就任した。藩主前田吉徳の身辺では、異常なほどの信任を得た大槻伝蔵が次第に登用されて、異例の出世をとげていくのであつた。

城端では享保一九年（一七三四）に神明社の絵馬堂建立が発起され、八月朔日に上棟した。「荒木家文書」に元文四年（一七三九）に書かれた次のよきな記録がある。

『貞享第二の年、社頭を再興し奉り、渴仰尤淺からずといえども、猶時機の至らざる所か、続て末社別宮の造営もなくて累年を過ぬ。茲に享保二歳丁酉八月十五日、秋祭の儀式始て行われしより恒例の神事陵夷なく、おなじ年の八朔、既に棟揚の経営成ぬ。されども彫刻の工未全、稍五とせの春秋をおこたりて、元文三戌午年仲秋上浣に、造立の功完終りぬ。爾來鎮に御神樂の音聲々として、子孫長久の鉦の緒に縁をむすび、息災延命

の神酒のお流を汲み、瑞籬の花に春の日の興を催し、颯々たる松風の納涼に夏を忘る、宮居の容は、盡せぬ御代の太平の民安全に榮、行末もひとへに大慈大悲の擁護にあらずして何ぞや。誠に神は人の敬に威を増給ひ、人は神の徳によりて運を添とは、むべなるかな。』

これによると貞享二年（一六八五）に社殿が再建され、氏子町民の信仰も篤かつたが、その後社殿増築の気運は生まれなかつた。享保二年（一七一七）八月一五日から秋祭の儀式が始まり、恒例の神事は衰えずたることなく行われていたというのである。しかしここでは、曳山祭の成立や中止のことについて何らふれていない。

「烟家旧記」は、この享保一九年の五月一六日に神明御輿堂の斧初があり、八月朔日に棟上げが行われたと記している。これによると材木その他の入用銀は町中勧進の寄進により、またその作料は大滝（氷見）大工の寄進によるものだという。また、同年に建立が発起された絵馬堂は、元文二年の秋祭前まで建造するよう町奉行半田半左衛門の達しがあり、七月下旬から八月中旬までに成就、翌元文三年（一七三八）の秋祭までには残つていた普請も残らず完成した。（場所は拝殿の右方であったが、大正七年の大雪のために倒壊した。現在の絵馬殿は場所も移して昭和三年に建立した。）

そして当所絹売子の越前屋彦兵衛・上田屋庄兵衛両名の寄進によつて、元文三年八月に神明天照大神、続いて翌四年三月に脇立の春日天津児屋根命、八幡誉田別命の木像の御神体を勧請し、元文四年（一七三九）五月



神明宮大鳥居(鴻池義七郎寄進)

三 埋山祭の成立

一五日に遷宮式を執行した。この日は町中が火防祭礼と称して町民は奉祝し大いに遊んだという。従来の「大神宮」の呼称を「神明宮」と改めたのもこの時で、宮地の「金戸嶋」も「神明嶋」と改称した。

またこの遷宮式を機に、町内各氏子から多大の道具類が神明宮へ寄進された。当時の神明宮は神仏混淆の関係で北野村の真言宗山伏海乘寺が支配しており、宮番として円寿という山伏が奉仕している。そして、この宮番の円寿が元文五年四月、町役人衆宛に、寄進された諸道具や絵馬、その他境内の神木を管理し、不都合があればただちに案内するとの請書を提出している。

享保一年（一七二六）から何時まで曳山巡行の祭礼は中止されていたものか不明であるが、神輿堂や絵馬堂の建立によつて神明宮境内は体裁を整え、お神樂の音は絶えず、氏子町民の敬神の念も高まり、八月一五日の祭礼には神輿が渡御し、傘鉾や獅子舞の供奉もあつて祭の神事だけは厳粛に執行されたのである。

曳山祭はいつ再開したのか

享保一年（一七二四）から曳山は取りやめになつたという記録が本当なら、それではいつ曳山祭は再開されたのであろうか。また、城端だけが禁止されて他所では許されていたのであろうか。

慶長一五年（一六一〇）創始の伝統をもつ高岡の御車山みくるまやまについてみると、享保・元文期の記録は全くないが、寛保元年（一七四一）六月、関野神社



神明御輿堂

の神輿が金沢へ出御された時に、通町・御馬出町・守山町の三台の曳山がお供して金沢の山ノ上春日社で飾付け、見物に供したということが伝えられている。

古くは慶安三年（一六五〇）、または元禄五年（一六九二）創設のものもあるという放生津の曳山は、享保六年（一七二二）の八幡宮本拝殿竣工のときに七本が神輿渡御に従つたという。ところが享保一一年（一七二四）以来神主と宮守・氏子とが対立し、祭礼も執行できない不穏な状態が続いている。このため曳山祭もあつたかどうか不明であるが、藩当局から曳山禁止の達しがあつたという記録はない。従つて、享保一〇年の城端曳山禁止の達しは、当時の万事緊縮ムードが高まつていた中で、新しく曳山祭を開始したということで取締りの対象になつたのであり、すでに以前から継承されていた高岡の曳山などはその対象になつていなかと思われる。また、富山藩治下の八尾では寛保元年（一七四一）にはじめて曳山が建造されたという状況である。

今石動町奉行半田半左衛門は、その支配ぶりが宜しくないとの理由で寛保二年（一七四二）三月罷免され、富田次太夫に代つた。さらに延享元年（一七四四）二月には津田木工が新任された。

東下町には、「黒大黒」と称している古い大黒天像があつて、「赤大黒」と称している現在の御神像が作られるまでは、曳山に安置したものであろうといわれている。この黒大黒の御面像の収藏箱には、大黒様が俵の上に座



黒大黒天像収藏箱
西新田町紺屋茂次郎書とし、
延享元年(1744)と記されている。
錠前が、いつも自然に開いていたと伝えて、黒大黒天に神秘性を添えている。

三 曳山祭の成立

つておわれる彩色あざやかな絵が描かれており、箱の裏に『此絵西新田町紺屋茂次郎書、当番和泉屋忠三郎。此箱延享元甲子年 組合頭 石浦屋甚兵衛 是改』と書いてある。延享元年（一七四四）に収蔵箱を作り直したのであるが、この年にはすでに曳山祭が復活していたのではなかろうか。この間の曳山祭についての記録は一切残っていない。